



佐賀県公報

平成17年
2月23日
(水曜日)
第 12571号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

- 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 (八・職員課) 一

告 示

- 特定第二号漁業者の同意の適合
- 第一種漁港の所在地及び区域の変更
- 保安林予定森林
- " "
- 道路の区域の変更
- 字の区域の変更

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示

○建設業の許可の取消処分

- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

○鍋島土地改良区管土地改良事業計画変更決定

(商 工 課) 四
(建設・技術課) 五
(まちづくり推進課) 六
(農 地 整 備 課) 六

(五 六 ・ 生 産 者 支 援 課) 二
(五 七 ・ 農 山 漁 村 課) 二
(五 八 ・ 森 林 整 備 課) 二
(五 九 ・ ハ) 三
(六〇 ・ 道 路 課) 四
(六一 ・ 市 町 村 課) 四

- 選挙管理委員会事項
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正

(告 示・五) 六

- 佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

正 誤

- 平成十六年十二月二十八日付け佐賀県公報号外中訂正

(規 则・一) 七
(生活衛生課) 八

公布された規則のあらまし

○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 (規則第八号)

1 次世代育成支援対策推進法施行令 (平成一五年政令第三七二号) に基づき、特定事業主行動計画を作成すべき任命権者及びその対象となる職員を定めることとした。

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○ 規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令 (平成十五年政令第三百七十二号) 第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第百二十号) 第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の標の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

佐賀県知事	佐賀県知事が任命する職員
佐賀県議会議長	佐賀県議会議長が任命する職員
佐賀県選挙管理委員会	佐賀県選挙管理委員会が任命する職員
佐賀県代表監査委員	佐賀県代表監査委員が任命する職員
佐賀県人事委員会	佐賀県人事委員会が任命する職員

佐賀県有明海区漁業調整委員会	佐賀県有明海区漁業調整委員会が任命する職員
松浦海区漁業調整委員会	松浦海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第五十六号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第一百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

区城	区分
高串加入区	主として一本釣漁業

●佐賀県告示第五十七号

漁港法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十八号)附則第二条第二項の規定により、漁港を指定する件等を廃止する件(平成十四年農林水産省告示第四百七十四号)による廃止前の漁港指定(昭和五十三年農林水産省告示五百五十五号)のとおり知事が指定したとみなされた第一種福所江漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第五項の規定に基づき次のように変更し、平成十七年三月一日から適用する。

平成十七年二月二十三日

所在地の欄中「小城郡芦刈町」とあるのは、「小城市」と、区域の水域の欄中「芦刈町大字下古賀」とあるのは、「小城市芦刈町下古賀」とする。

●佐賀県告示第五十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

多久市東多久町大字納所四五二九の一、四五二九の七三、多久市南多久町大字長尾九一五の六、九一五の九四、九一五の九六、多久市多久町一八八七の二四一、多久市西多久町大字板屋三〇三〇の一、三〇九二の一、三〇九二の五二、三〇九二の五三、三〇九二の五六、三〇九二の五八から三〇九二の六〇まで、四〇三九の一二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 積伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

多久市多久町一六三五の二、一六三六の三、多久市西多久町大字板屋
九七四四の一二八、九七四四の一三〇

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりと

する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整

備課及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五十九号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字小川内丙一一五四の六、丙一一五五、丙一一六三の

一、丙一一六三の二、丙一一六八の一、丙一一六八の二、丙一一六九の一、丙一一六九の二、丙一一七〇の一、丙一一七〇の二、丙一一七六の

一、丙一一七六の三、丙一一七六の四、丙一一七六の七、丙一一七六の五、丙一一七七の一、丙一一七七の二、字上床丙一二六九の五

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりと

する。

西松浦郡西有田町曲川字山下丙一六六〇の一（次の図に示す部分に限
る。）、丙二七五四の二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりと

する。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を
佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに鹿島市役所及び西有田町役場に備え置

いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年二月二十三日から平成十七年三月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	の 後 の 変 更 別	区 域 幅 員 メー トル	域 延 長 メー トル
○ 公 手					
県道 武雄福富線	杵島郡北方町大字芦原字富永二一六 四番一地先から 番地先まで	後	一三・二 一〇・五	七四一・一 七四一・一	大川町川西字構一七〇七番、一七〇七六、一七一、一七一七〇七、一七一六〇、一 七一八、一七一八、一七一〇、一七一一、一七一一〇、一 七一〇、一七一四及びこれに伴う道路の区域
	杵島郡北方町大字芦原字富永二一六 四番一地先から 杵島郡北方町大字芦原字長町九九二 番地先まで	前	一三・二 八・〇	七四一・一 七四一・一	

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年2月23日

佐賀県知事 古川康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐賀ショッピングセンター

佐賀市八戸溝三丁目929番地1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

(ア) マックスバリュ九州株式会社

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、伊万里市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長からの届出があつた。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

平成十七年二月二十三日

- 代表取締役 坂野邦雄
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- (イ) 九州フジパンストアー株式会社
代表取締役 舟橋重明
愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
- (ウ) 株式会社やなぎカラー
代表取締役 柳木貞弘
佐賀市本庄町大字袋408番地
- (エ) 鶴野昂
佐賀市白山二丁目6番36号
- (オ) 古賀敬教
佐賀市高木瀬西三丁目9番25号
- (カ) 今泉鐵也
小城郡小城町470番地
- (変更後)
- (ア) マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 坂野邦雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- (イ) 九州フジパンストアー株式会社
代表取締役 高木和己
愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
- (ウ) 株式会社やなぎカラー
代表取締役 柳木貞弘
佐賀市本庄町大字袋408番地
- (エ) 古賀敬教
佐賀市高木瀬西三丁目9番25号
- (カ) 今泉鐵也
- 小城郡小城町470番地
- (3) 変更した年月日
平成16年9月9日
- (4) 変更する理由
小売業者の代表者及び住所の変更並びに小売業者の撤退のため
- 2 届出年月日
平成17年1月20日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課
- (2) 縦覧期間
平成17年2月23日から
平成17年6月22日まで
- 4 その他
- 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。
-
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
- 平成17年2月23日
- 佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成16年12月28日	堺城舗道株式会社 佐賀市新堺西一丁目 11番地22号	小柳 博義 佐賀県知事許可 (般-14)	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月16日	平成17年2月23日
平成17年1月4日	株式会社佐賀ユクヨ 佐賀市高木瀬町大字東高木262番地1	永池 公一 佐賀県知事許可 (般-11) 第4150号	内装仕上工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月22日	1 都市計画事業の種類及び名称 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 2 縦覧場所 多久都市計画用途地域
平成17年1月12日	日の出建設 佐賀市道祖元町99番地	兵動日出雄 佐賀県知事許可 (般-12) 第6697号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月10日	佐賀市鍋島町大字森田2075番地1 鍋島土地改良区理事長 西村保馬から認可申請の鍋島土地改良区當土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成17年1月13日	吉永建設株式会社 伊万里市二里町中里甲3374番地	吉永 茂樹 佐賀県知事許可 (般-12) 第330号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月13日	平成17年2月23日 佐賀県知事 古川 康
平成17年1月14日	吉川水道工事店 唐津市呼子町大字小川島3番地8	吉川 正記 佐賀県知事許可 (般-11) 第436号	土木一式工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月27日	1 縦覧に供する書類 鍋島土地改良区當土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し 2 縦覧の期間 平成17年2月24日から平成17年3月24日まで
平成17年1月19日	株式会社澤井基礎工事 神埼郡神埼町大字尾崎906番地1	佐藤 学 佐賀県知事許可 (般-14) 第338号	とび・土工工事業に関する一般建設業の許可	平成16年1月13日	3 縦覧の場所 佐賀市役所
平成17年1月27日	泰建設 佐賀市大財六丁目1番地33号	泰 廉典 佐賀県知事許可 (般-13) 第9747号	土木一式工事業及び建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月28日	○ 縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第

20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21

● 縦覧
長柱形縦覧のうちの複数の異定（翌年1月十八日佐賀県農業技術監修部長様

十七号) の一部を次のように改正する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中「北波多村立病院」を「唐津市民病院 きたはた」に、「東松浦郡北波多村大字徳須恵一二〇六番地の三」を「唐津市北波多徳須恵一二〇一番地一」に改める。

二 老人ホームの表中「養護老人ホーム杵島向陽園」を「社会福祉法人敬愛会養護老人ホームシルバーケア武雄」に改める。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県公安委員会
委員長 藤 寛

● 佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の佐賀県鳥栖警察署の東尾交番の項を次のように改める。

東尾〃	みやき町のうち、大字東尾、
大字東尾	みやき町のうち、大字中津隈、大字江口、大字白壁
白壁	

署〃 小城警察		晴田交番	小城市小城町	小城市的うち小城町
牛津〃		牛津町柿	小城市のうち牛津町	
樋瀬				

別表第一の二の表の佐賀県鳥栖警察署の持丸警察官駐在所及び中原警察官駐在所の項を次のように改める。

綾部〃	三養基郡みやき町大字原古賀	みやき町のうち、大字簗原(簗原、山田、香田、姫方)、大字原古賀(綾部、高柳、上地、原古賀の一部)
中原〃	三養基郡みやき町大字原古賀	みやき町のうち、大字簗原(簗原、山田、香田、姫方)、大字原古賀(綾部、高柳、上地、原古賀の一部)

綾部〃	三養基郡みやき町大字原古賀	みやき町のうち、大字簗原(簗原、山田、香田、姫方)、大字原古賀(綾部、高柳、上地、原古賀の一部)
中原〃	三養基郡みやき町大字原古賀	みやき町のうち、大字簗原(簗原、山田、香田、姫方)、大字原古賀(綾部、高柳、上地、原古賀の一部)

別表第一の二の表の佐賀県鳥栖警察署の持丸警察官駐在所及び三根警察官駐在所の項を次のように改める。

持丸〃	みやき町のうち、大字西島、みやき町のうち、大字天建寺、大字坂口	みやき町のうち、大字西島、みやき町のうち、大字天建寺、大字坂口
三根〃	みやき町のうち、大字西島、みやき町のうち、大字天建寺、大字坂口	みやき町のうち、大字西島、みやき町のうち、大字天建寺、大字坂口

別表第一の二の表の佐賀県小城警察署の項を次のように改める。

署〃 小城警察	岩松警察官駐在所	大地町〃	三日月町	小城市的うち、小城町(岩蔵、松尾(住吉を除く。))
五条〃				
〃〃樋瀬				

別表第一の二の表の佐賀県小城警察署の項を次のように改める。

牛王"			樋口)	佐織を除く。)、堀江、金田、
王崎	" 芦刈町三	川、三王崎、芦溝、下古賀 (下古賀)、道免(東道免、 西道免)		
" " 永田	小城市のうち、芦刈町(下古 賀(下古賀を除く。)、道免 (東道免、西道免を除く。)、 西道免)			
永田)				

(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の一般国道二〇七号の項中「小城郡牛津町大字勝」を「小城市牛津町勝」に改め、同表の一般国道二六四号の項中「三根町大字西島」を「みやき町大字西島」に、「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に改め、同表の県道北茂安三田川線の項中「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に、「北茂安町大字白壁」を「みやき町大字白壁」に改め、同表の県道坊所城島線の項中「三根町大字市武」を「みやき町大字市武」に改め、同表の県道江口長門石江島線の項中「北茂安町大字白壁」を「みやき町大字白壁」に、「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に改め、同表の県道江口東尾線の項中「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に改め、同表の町道千栗宮前線の項中「北茂安町大字白壁」を「みやき町大字白壁」に改める。

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則

○ 正誤

平成十六年十二月二十八日付け佐賀県公報号外中訂正

1 左から八行目 び三行目	2 上段 左から五行目及 び六行目	3 上段 右から六行目	4 上段 右から七行目	5 上段 右から九行目
中の館町 中の館町	水ヶ江一丁目 水ヶ江三丁目 水ヶ江五丁目 水ヶ江六	水ヶ江二丁目 水ヶ江四丁 水ヶ江四丁 水ヶ江六	水ヶ江一丁目 水ヶ江三丁目 水ヶ江五丁目 水ヶ江六	水ヶ江二丁目 水ヶ江四丁 水ヶ江四丁 水ヶ江六
中の館町 中の館町	水ヶ江一丁目 水ヶ江三丁目 水ヶ江五丁目 水ヶ江六	水ヶ江二丁目 水ヶ江四丁 水ヶ江四丁 水ヶ江六	水ヶ江一丁目 水ヶ江三丁目 水ヶ江五丁目 水ヶ江六	水ヶ江二丁目 水ヶ江四丁 水ヶ江四丁 水ヶ江六